



つくばみらい市告示第 25 号

つくばみらい市空き家バンク制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月23日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市空き家バンク制度実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市空き家バンク制度実施要綱（平成30年つくばみらい市告示第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「による」を「及び」に改める。

第2条第1号中「居住を目的として建築し、現に居住していない市内に存在する建物（近く居住しなくなる）」を「所有し、市内に存在する建物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（近く居住その他の使用がなされなくなる）」に改め、同号イ中「居住の用」を「居住その他の使用」に改め、同号ウ中「老朽、損傷等が著しい」を「未登記の」に改め、同号に次のように加える。

カ その他市長が適当でないと認める建物

第5条第1項中「同意書」を「誓約書兼同意書」に改め、同条第4項中「の属する年度の翌年度末」を「から起算して3年後の年度末」に改める。

第8条第2項中「の属する年度の翌年度末」を「から起算して3年後の年度末」に改める。

第9条第1項中「第5項」を「第6項」に改める。

第10条第2項中「いずれにも該当しなければならない」を「いずれかに該当する者とする」に改め、同項第2号中「暴力団等でない」を「空き家を有効活用し、地域の活性化に寄与する」に改め、同項第3号中「市町村税等を滞納していない」を「その他市長が適当と認める者である」に改め、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「の属する年度の翌年度末」を「から起算して3年後の年度末」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「申込みについて、」の次に「第2項及び」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の登録ができないものとする。

- (1) 申請日において、市町村民税の滞納があるとき。
- (2) 暴力団員等と認められる者に該当するとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

第11条第1項中「第5項」を「第6項」に改める。

第12条第1項第1号中「第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第13条第2項中「の属する年度の翌年度末」を「から起算して3年後の年度末」に改める。

第15条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

つくばみらい市空き家バンク物件登録申込書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所
氏 名
電話番号

つくばみらい市空き家バンクに空き家物件を登録したいので、つくばみらい市空き家バンク制度実施要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

また、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報（土地の面積及び地目、家屋の面積や種類、構造、建築年、家屋番号及び間取り図等）を空き家バンクに係る事務に利用することについて同意いたします。

1 登録する空き家物件は、つくばみらい市空き家バンク物件登録カード（様式第2号）記載のとおりです。

2 媒介業者の選択

つくばみらい市と空き家バンクの運営について協定を締結する下記の公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に依頼します。

※いずれかにチェック☑

次の宅建協会会員

業者名 : _____

宅建協会が推薦する会員

3 添付書類

- (1) つくばみらい市空き家バンク物件登録カード（様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) 市税の未納がないことを証明するもの

※個人情報の保護について

この申込みにより登録された個人情報は、つくばみらい市個人情報保護条例の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

様式第 3 号を次のように改める。

誓約書兼同意書

年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

私は、つくばみらい市空き家バンクへ物件の登録を申し込むにあたり、次の内容について誓約又は同意します。

- 1 つくばみらい市暴力団排除条例（平成24年つくばみらい市条例第6号）第2条第2号及び第3号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- 2 暴力団等でないことを市が警察に照会し、調査を行う場合があること。
- 3 契約交渉の一切について、つくばみらい市空き家バンク物件登録申込書で選択した媒介業者へつくばみらい市が茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に依頼すること。
- 4 つくばみらい市空き家バンクに登録した情報（以下「空き家情報」という。）のすべてをつくばみらい市が宅建協会及び媒介業者に提供すること。
- 5 登録物件の詳細調査（登記情報調査、立ち入り調査、写真撮影、その他物件の確認に必要な調査すべて）をつくばみらい市が実施し、その結果すべてを媒介業者に提供すること。
- 6 空き家情報（所有者に関する情報を除く。）及びつくばみらい市が撮影した物件の写真を広く一般に公開すること。
- 7 媒介業者が契約を進める際、相手方に空き家情報を提供すること。
- 8 宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬を媒介業者に支払うこと。
- 9 媒介業者を介して行う交渉並びに契約及び契約成立後の問題等に関して、つくばみらい市が一切関与しないこと。

様式第13号及び第14号を次のように改める。

誓約書兼同意書

つくばみらい市長 様

私は、つくばみらい市空き家バンクへの利用登録を申し込むにあたり、次の事項について誓約又は同意します。

- 1 つくばみらい市暴力団排除条例（平成24年つくばみらい市条例第6号）第2条第2号及び第3号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- 2 暴力団等でないことを市が警察に照会し、調査を行う場合があること。
- 3 つくばみらい市空き家バンクの利用を通じて得られた情報について、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的には使用しないこと。
- 4 つくばみらい市空き家バンク利用を通じて、空き家へ入居または有効活用することとなったときは、つくばみらい市の生活文化、自然環境への理解を深め、地域の一員としての自覚を持ち、地域住民と協調して生活すること。
- 5 物件の契約交渉及び契約成立後の問題等に関しては、「空き家登録者」、「利用登録者」、「宅地建物取引業協会」間で解決すること。
- 6 市税の納付状況について、市が確認を行うこと。

年 月 日

(申込者)

住 所 _____

氏 名 _____

⑩

(同居しようとする者)

氏 名 _____

⑩

氏 名 _____

⑩

氏 名 _____

⑩

様式第14号（第10条関係）

つくばみらい市空き家バンク利用登録通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申込みのあった空き家バンクへの利用登録について、次のとおり登録が完了したので、つくばみらい市空き家バンク制度実施要綱第10条第5項の規定により通知します。

1 利用登録番号： No. _____

2 利用登録内容： つくばみらい市空き家バンクの利用 _____

3 登録日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

4 有効期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

(注)

- (1) 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに登録変更手続きを行ってください。
- (2) つくばみらい市空き家バンク制度実施要綱第12条第1項のいずれかに該当する場合は、利用登録を抹消します。
- (3) 空き家バンクを介して売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、自動的に利用登録から抹消されるものとします。
- (4) この通知書は、希望物件の交渉申込みの際、必要となりますので大切に保管してください。

様式第24号を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。